

WASEKET09 表現規制マニュアル

目次

前文

第1編 総則

第1章 通則

第2章 禁則事項

第1節 人権・権利

第2節 社会規範

第3節 性描写

第4節 暴力行為

第5節 犯罪行為

第3章 来場者

第1節 児童・青少年

第2節 頒布

第4章 審査

第5章 注意事項

第2編 性表現

第1章 性器・裸体

第2章 性行為

第3章 衣装

第4章 言葉の使用

第5章 禁止描写

第3編 残酷な表現

第1章 暴力表現

第2章 殺人行為

第3章 死体

第4章 拷問・処刑

第5章 禁止描写

前文

WASEKET08 まで、WASEKET では 18 禁の作品と法律・条令に違反した作品に加え、15 禁の作品も頒布禁止とし、家族連れの来場者も安心して過ごせるイベントブース作りに努めてきました。

ところが近年、「どこまでが規制の対象となるのか」という疑問がサークル様のみならず、ワセケット及び早稲田祭運営内でも強まっており、その規制の基準についても決めかねていました。そしてついに、WASEKET08 では当日の頒布禁止、あるいは修正を余儀なくされるサークル様を 2 つ出してしまいました。

このことを受け、ワセケットは独自の表現規制の区分を表示し、サークル様にそれを事前に承知して頂くことによって、頒布ができるか否かの判断をできるだけサークル様に委ねないようにする必要性を再確認しました。それと同時に、法令によって規制されていない 15 禁作品についても条件付きで開放し、表現の自由度を高めていく方針を固めました。

そして 2018 年、早稲田祭運営が「公序良俗に関する規定」を明確に定めたことを好機とし、ワセケットは早稲田祭運営の協力を得て独自のガイドラインである「WASEKET 表現規制マニュアル」を作成することとなりました。勿論、このマニュアルだけで全ての基準を網羅したとは言い難いため、サークル様からのご質問には真摯にお答えしていきたいと考えております。

最後に、このガイドラインが、参加されるサークル様の作品の頒布基準を明確とすると共に表現の自由度を高め、イベント当日を充実した創作活動の一環と位置付けて頂けることを願って止みません。

第1編 総則

第1章 通則

第1条 【適用範囲】

本マニュアルはWASEKET09に参加されるサークルの皆様及びワセケットのスタッフ並びにその頒布物に適用される。

第2条 【頒布物の規定】

- ①WASEKET09では「全年齢対象」及び「15歳以上対象」(以下15禁)の作品を頒布することができる。但し、15禁の作品は、来場者が明らかに15歳以上だと推測できない場合は年齢確認を行ってから頒布しなければならない。
- ②「18歳以上対象」(以下18禁)の作品及び本マニュアルの禁則事項に抵触した作品は、その頒布を禁じる。
- ③法律及び条令に反した頒布物は、如何なる理由があっても頒布を厳格に禁じる。

第2章 禁則事項

第1節 人権・権利

第3条 【人命の尊重】

人命を軽視した表現は原則として行わない。但し、物語又は評論のテーマに必要な場合はこのマニュアルの禁則事項に抵触しない範囲で認める。

第4条 【個人・団体の権利の保護】

- ①特定の個人や団体を明確にし、その権利を傷つける表現は禁じる。
- ②早稲田大学の権利を傷つける表現は、イベントの性質上前項よりも厳格に禁じる。

第5条 【プライバシー権の保護】

個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵す表現を行ってはならない。

第6条 【平等権の保護】

- ①特定の人種・性別・職業・境遇・信条を差別する表現は、これを禁じる。
- ②特定の人種・民族・国民に関する話題を取り上げる場合は、その感情を尊重しなければならない。特に、国際親善を害するおそれのある表現は慎重に扱わなければならない。
- ③LGBT等、性的少数者について取り扱う場合は、その人物又は行為に関して否定的に描写してはならない。

第7条 【信教の自由】

- ①特定の宗教を誹謗中傷する表現は、これを禁じる。
- ②宗教に関する話題を取り上げる場合は、個人の尊厳並びに客観的事実及び科学根拠を軽視してはならない。
- ③特定の宗教への勧誘及び寄付の募集は、イベントの性質上これを厳格に禁じる。

第2節 社会規範

第8条 【法令遵守の励行】

現実社会の法令はこれを遵守し、その執行を妨げることを認めるような表現を頒布物に含んではいけない。

第9条 【政治・経済問題の扱い】

- ①政治・経済に関する問題を取り上げる場合、政治・経済に混乱を与える虞のある問題は慎重に扱わなければならない。
- ②政治・経済に関する問題を取り上げる場合、そこに付される意見は、その責任の所在を明らかにしなければ使用することができない。

第10条 【公序良俗】

社会の公序良俗を乱すような言動を肯定的に取り扱ってはならない。また、そのような言動への共感や模倣の感情を喚起させる表現は、これを禁じる。

第11条 【学生運動の描写】

学生運動を助長させる表現及び話題は、慎重に扱わなければならない。

第3節 性描写

第12条 【性表現の扱い】

性に関する表現が含まれる頒布物を頒布するときは、観覧者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように特に注意する。

第13条 【性行為の扱い】

- ①本マニュアルにおいて、性行為とは、刑法第177条に倣って、通常の性交及び肛門性交並びに口腔性交を指す。また、自慰行為とその他性器を刺激する行為は性行為に準ずる行為と定義する。
- ②性行為及びそれに準ずる行為並びに性感染症及び生理衛生に関する事柄は、医学的及び衛生学的に正しい知識に基づいて表現しなければならない。

第14条 【変態性欲・性的倒錯】

変態性欲及び性的倒錯を取り扱う場合は、過度に刺激的な表現にならないよう注意する。

第 15 条 【性表現に於ける人物描写】

人物を性表現の中で描写する際は、卑猥の感を与えないように注意する。

第 4 節 暴力行為

第 16 条 【暴力表現の扱い】

暴力表現は最小限且つ否定的に取り扱わなければならない。但し、それが正当な理由を持つ場合はこの限りではない。

第 17 条 【残虐行為】

殺人・拷問・暴行・私刑・動物虐待等の残虐性を感じさせる行為及びその他精神的・肉体的苦痛は誇大的又は刺激的に表現しないよう注意する。

第 5 節 犯罪行為

第 18 条 【犯罪行為の描写】

①犯罪行為を肯定したり、犯罪者を正当化したりしてはならない。但し、物語の進行上必要な場合はこの限りではない。

②実際の事件を取り上げる場合は、その被害者及び加害者並びに関係者の感情を考慮しなければならない。

第 19 条 【賭博行為の扱い】

賭博及びこれに類するものは肯定的に表現してはいけない。但し、物語又は評論の主題として扱う程度であれば本条文に抵触しない。

第 20 条 【薬物・銃剣の扱い】

①麻薬及び覚せい剤等、所持又は使用することで犯罪行為となる物は慎重に描写し、肯定的に表現してはいけない。

②鉄砲及び刀剣類の描写については、違法行為について模倣の動機を与えないように注意する。但し、その所持及び使用が、作品の時代又は世界観に於いて適法である場合はこの限りではない。

第 21 条 【刑事訴訟】

犯罪行為を取り扱う場合、その被疑者の逮捕又は捜査並びに裁判等の刑事訴訟に関わる場面は現行法に基づいて正しく表現しなければならない。

第3章 来場者

第1節 児童・青少年

第22条 【児童・青少年の保護】

児童及び青少年の人格形成については、頒布物内での描写と当日の頒布の双方で配慮しなければならない。

第23条 【児童・青少年の描写】

- ①児童及び青少年は、過度な性の対象及び残虐な暴力の対象にしてはならない。
- ②児童及び青少年に喫煙及び飲酒並びにギャンブルを行わせる場合は、模倣の動機を与えないよう否定的に描写する
- ③非実在青少年は、その人物が非実在青少年であることを明示することによって第1項の規定の対象から外すことができる。但し、明示されているかどうかは厳格に審査する。

第2節 頒布

第24条 【ブース設営時の注意】

頒布時のブースは、過度に性的又は猟奇的な雰囲気をもつてはならない。その程度については、本マニュアルの規定を準用する。

第25条 【頒布時の注意】

- ①15禁の作品を頒布する際は、意図しない来場者が購入しないよう、表紙等に15禁である旨を表記して示さなければならない。また、掲示を利用することで誤購入を防ぐよう努めなければならない。
- ②年齢確認は原則として各サークル様の行っている方法で行う。また、万が一年齢確認に応じない来場者がいた場合は、ワセケットのスタッフに応援を求めることができる。
- ③来場者が明らかに年齢を詐称していると推測された場合は、当該来場者に年齢規制のある頒布物を頒布することはできない。

第4章 審査

第26条 【制限区分の明示】

各サークル様は頒布物を事前提出する際、その頒布物が全年齢向け又は15禁である旨を併記しなければならない。

第27条 【審査団体・審査基準】

- ①頒布物の審査はワセケットと「早稲田祭 2018」運営が共同で行う。判断は基本的にこのマニュアルに従って行う。

②活字による表現は、イラストによる表現よりも寛容に審査する。ただし、本マニュアルの規定を遵守していることを前提とする。

第 28 条 【審査時の制限区分変更】

ワセケットは、審査を行う中で頒布物の年齢制限をサークル様から提示されたものより高める又は低めることができる。

第 29 条 【審査不良への対策】

万が一審査にミスがあり、当日又は当日付近に、頒布することができない作品があることが発覚した場合は、ワセケットは責任を持って当該頒布物の頒布ができるよう努めなければならない。但し、当日又は当日付近に頒布物を初めて提出したサークル様に関してはこの限りではない。

第 5 章 注意事項

第 30 条 【頒布の即時停止】

以下に定める行為を行ったことが発覚したサークル様については、違反した頒布物の即時の頒布停止を決定する。

- 1 第 2 条に違反する頒布物を当日隠れて頒布する行為。特に、既に審査基準を満たした頒布物の内部に、違反する頒布物を隠して頒布する行為
- 2 年齢制限のある頒布物を、故意に表示を消すなどして、全年齢向けと偽って頒布する行為
- 3 一度審査基準を満たした頒布物を告知なく改訂し、著しくその年齢制限に反したものにして頒布する行為

第 31 条 【免責事項】

サークル様と来場者に於いてトラブルが発生した場合、その原因が本マニュアルの規定に違反したことであった場合は、ワセケット及び「早稲田祭 2018」運営は一切の責任を負わない。

第2編 性表現

第1章 性器・裸体

第32条 【性器の描写】

- ①本マニュアルでは、性器とは、男性器・女性器に加え、乳首、陰毛、肛門を加えたものを指す。
- ②たとえ修正が施されていたとしても、性器の描写は18禁とする。但し、乳首と陰毛は15禁作品内で描写することができる。
- ③性器を模した物質又は生物を登場させる場合は、それが性器を模していることが特定の読者にしか分からないように工夫が為されていれば、全年齢向けとして頒布できる。但し、その形状や性質が本物の性器に限りなく似せて描写されている場合は、当該サークル様にその物質又は生物の描写を禁じることがある。

第33条 【裸体の描写】

- ①裸体を全年齢向けで描写する場合は、乳首等の性器を省くことで描写することができる。
- ②着替えや入浴で、肉体の一部露出又は全裸を描写する際は前条の規定に従わなければならない。

第2章 性行為

第34条 【性行為の描写】

- ①性行為及びそれに準ずる行為は原則として18禁の表現として取り扱う。但し、肉体の一部を描写するにとどまる場合は15禁、性行為があったことを示唆する程度の描写は全年齢向けで頒布できる。
- ②性行為があったことを示唆する描写は、布団のずれや所謂朝チュン等にとどめ、行為者の肉体の描写をしてはならない。
- ③性行為を描写することを主目的とする頒布物は18禁として扱う。
- ④性器の破壊や獣姦等、非道徳的な性行為及びそれに準ずる行為は18禁として扱う。
- ⑤近親相姦や不倫など、性行為の相手方に倫理的な問題がある場合は、性行為の描写の有無及び程度のみが規制の対象となる。

第35条 【人外との性行為】

- ①本マニュアルに於いて、性行為の対象となる人外は以下のものを指す。
 - 1 人間と同様又は近しい性質を持つ、性行為の可能なモンスターやロボット
 - 2 意思はないが性的暴行を加える植物や触手、スライム
 - 3 意思はないが性的暴行に用いられるマシーン
- ②人外との性行為又はそれに準ずる行為のうち、以下のものは15禁として扱う。但し、そ

の表現が露骨に性的なものであってはならない。

1 口の中に人外の性器以外の一部を挿入する行為

2 相手を捕食したり、拘束したりする行為

3 液体をかける行為

③その他の性行為及びそれに準ずる行為の描写の規定は、第34条を準用する。

第3章 衣装

第36条 【下着・水着】

下着及び水着姿は、全年齢向けでも描写することができる。

第37条 【露出度の高い衣装】

露出度の高い衣装を登場人物に着用させる場合は、性器の露出に十分に気を付けて描写する。

第4章 言葉の使用

第38条 【性的な言葉】

①性機能又は性行為に関する言葉が使用されている作品は全年齢向けとして頒布できない。但し、医学的な意味又は場面で使用している場合はこの限りではない。

②第1項に抵触した頒布物は、15禁として扱う。

③第1項で禁止された言葉は、伏字を施すことによって全年齢向けの作品で扱うことができる。但し、それらの言葉を執拗に繰り返す場合又はほとんどの台詞が伏字となる場合は、当該サークル様にその言葉の使用を禁じることがある。

第5章 禁止描写

第39条 【違法な性行為】

人同士の性行為のうち、性犯罪における行為や性奴隷等、著しく人権侵害に当たる描写は、これを禁じる。

第3編 残酷な表現

第1章 暴力表現

第40条 【暴行の制限区分】

①相手が出血する程度の、殴る蹴る又は刃物を使用した暴行はこれを軽度暴行と定義し、全年齢向けの表現とする。

②相手の首や腕等の性器以外の肉体の切断又は頭部・眼球等を破壊する暴行等、肉体の一部が損壊する程度の暴行はこれを中程度暴行と定義し、15禁向けの表現とする。

③相手の体をバラバラにしたり内臓を露出させたりする暴行又は皮膚を剥ぐ行為等、肉体が著しく損壊し原型をとどめなくなる程度の暴行はこれを重度暴行と定義し、18禁向けの表現とする。但し、医学的な場面に於ける内臓の描写はこの規定に抵触しない。

第41条 【心理的嫌悪感の強い暴行】

家庭内暴力やいじめ等、暴行の内特に読者の心理的嫌悪感を喚起しうる暴力行為については、その描写が明確且つ残酷にならないよう厳重に注意する。

第2章 殺人行為

第42条 【殺人行為の描写】

①推理物で必要な殺人描写は、これを全年齢向けとする。

②前項の規定以外の殺人描写については、凶器を用いる程度の殺人行為及びその実現が科学的又は物理的に困難である手口を用いる行為が15禁表現として認められる。

③殺人行為の描写に於いて、その手口が巧妙且つ読者に模倣の動機を与えかねないと考えられるものであった場合は18禁として扱う。

④毒物及び薬物を手口として使用する場合は、それらを架空の物にする又は一般的に入手不可能な物にしなければ前項に抵触する。

第3章 死体

第43条 【死体の描写】

①本マニュアルでは、溺死体、焼死体、爆死体、轢死体といった肉体が著しく損壊し原型をとどめない死体を惨死体と定義する。

②前項の規定より死体の損壊の程度が軽い又は殺害方法が単純である作品は全年齢向けとして頒布できる。

③惨死体の描写が曖昧にされている作品は15禁として扱い、その描写が明確又は過度に残酷である作品は18禁として扱う。

④推理物で登場する死体の損壊具合の規定については、本条文の規定を準用する。

第4章 拷問・処刑

第44条 【拷問・処刑描写の規制】

拷問・処刑の描写がある作品は全年齢向けとして頒布できない。それらの知識を読者に与えると推測される言葉が使用されている場合も同様とする。

第45条 【拷問の描写】

①拷問の描写をする場合は、相手を痛めつける又は肉体の一部損壊を目的とした範囲内で15禁として頒布できる。

②拷問の目的が性器の破壊である場合又は拷問によって相手を殺害する場合は18禁として扱う。

第46条 【処刑の描写】

①処刑の描写をする場合は、その死体の描写を曖昧にすることで15禁として頒布できる。但し、その方法が極めて残酷な場合はこの限りではない。

②処刑された死体を明確に描写した作品は、18禁として扱う。

第五章 禁止描写

第47条 【戦争・凶悪事件に関する残酷描写】

実際に起こった戦争又は凶悪事件を取り扱う作品のうち、その被害者の死体及び肉体的・精神的な負傷の描写が主目的である作品は、その頒布を禁じる。

第48条 【反社会的勢力の正当化】

反社会的勢力が引き起こした残酷な行為を正当化して描写することは、これを禁じる。

WASEKET09 表現規制マニュアル

2018年8月4日発行

発行・編集:WASEKET09 準備会（早稲田大学学生サークルワセケット）

準備会代表

山口大輔

文責

齋藤夏美

<お問い合わせ先(ご質問・ご連絡はこちらに)>

mail : waseket.kouhou@gmail.com